



# 国の「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」と 「私立高等学校等授業料減免制度」 「私立高等学校入学金軽減制度」

## ■国の支援金や給付金

国の「高等学校等就学支援金制度」は、国公私立高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校1年次～3年次の学費を軽減する制度です。就学支援金が拡充された2020年からは、年収910万円未満の家庭に対して、保護者の年収によって118,800円か396,000円が支給されます（国公私立高等学校、公立中等教育学校後期課程の場合は、授業料相当分の118,800円を支給）。また、「高校生等奨学給付金」は、年収270万円以下の家庭には最大（第2子以降）で152,000円、生活保護世帯には52,600円が給付されます。

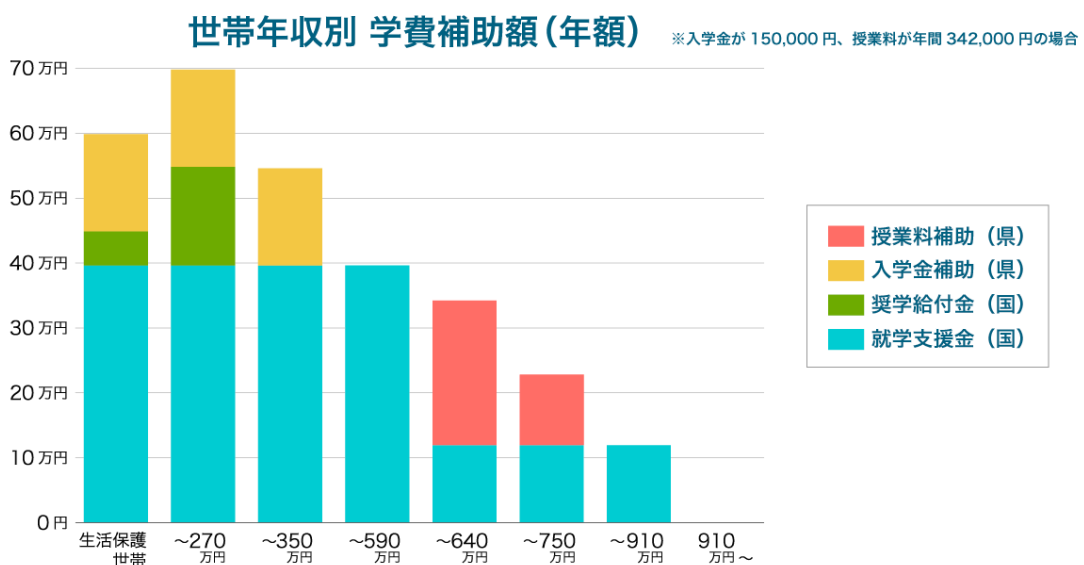
## ■県の私立高等学校等授業料減免制度と私立高等学校入学金軽減制度

（対象：県内の私立校に通学する生徒）

国のこうした支援金や給付金のほか、千葉県では、「私立高等学校等授業料減免制度」として、年収750万円以下の家庭に保護者の年収に応じて授業料が減免されます。また、「私立高等学校入学金軽減制度」として、年収350万円未満、もしくは生活保護を受給されている家庭に、入学金（全額または150,000円のいずれか低い方の額）が軽減されます。

下のグラフは、年収別の国と千葉県の給付金の合計を示したものです。

[千葉県の授業料の平均 年額約37万円]



※世帯年収：同じ家で暮らす家族の年収を合計したもの。

（家族構成により基準額が変わりますので、必ず自治体のHPをご覧ください）

## ■申請書類・申請時期について

就学支援金は、入学時に学校から案内があるので、入学後の4月に受給資格認定の申請をし、以降は保護者の変更、住所の変更等がない限りは原則手続不要です。申請には、「申請書」と「保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類」が必要です。

支援金の支給額を判断するための家庭の所得状況の確認を1～3年次の7月頃に行います。高校生等奨学給付金もこのときに申請します。

「私立高等学校等授業料減免制度」及び「私立高等学校入学金軽減制度」の申請は各私立校の裁量に任されていますが、補助年度の家庭の所得状況がわかる課税証明書が発行される6月～7月頃に申請することが多いようです。以降は、新しい課税証明書が発行されるごとに毎年申請が必要です。

申請は原則としてどちらも在学している学校を通じて行われます。学校から申請書などの案内が配布されますので、期限までに必要な書類を学校に提出してください。

### 【その他】

★家計が急変したとき、奨学のための給付金制度があります。詳しくは自治体にお問い合わせください。

※この情報は2023年4月時点のものです。

※参考：千葉県 HP「学費等の助成制度メニュー」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/>